

令和5年第1回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和5年3月20日(月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和5年3月20日(月) 14時32分宣告
4. 閉会(閉議) 令和5年3月20日(月) 16時16分宣告
5. 出席議員
 - 1番 金崎朝香
 - 2番 美濃芳樹
 - 3番 岡田智子
 - 4番 田中一隆
 - 5番 萬康
 - 6番 菊地政文
 - 7番 仲吉正
 - 8番 池田賢治
 - 9番 石田茂春
 - 10番 石塚芳秀
 - 11番 吉田雅紀
 - 12番 福井竜夫
 - 13番 安部大助
 - 14番 松新俊典
6. 欠席議員 なし
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池田高世偉	介護保険課長	藤野実
副広域連合長	大江和彦	隠岐島前病院事務部長	中尾清司
同	坂栄一秀	隠岐病院副院長	齋藤英典
同	平木伴佳	同 事務部長	野津信吾
同	三島正司	同 総務課長	山崎章
同	川崎康久	同 経営課長	原幸一
事務局長	齋賀光成	消防長	田中井和幸
総務課長	和田哲也	消防次長	井上定彦
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 藤野則子 書記 高井美雪
9. 会議録署名議員
3番 岡田智子 4番 田中一隆
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更
(議員辞職) 小島正春
(新選出議員) 7番 仲吉正
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目
議第11号 隠岐広域連合個人情報保護法施行条例
議第12号 隠岐広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例
議第13号 隠岐広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

- 議第14号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議第15号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 議第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第17号 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議第18号 隠岐広域連合医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議第19号 隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(2) 議員提出議案の題目

発議第1号 隠岐広域連合議会の個人情報保護に関する条例

- 13. 選挙の経過 なし
- 14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
- 15. 常任委員の選任
 (総務消防常任委員会)
 仲 吉 正
- 16. 議会運営委員の選任
 仲 吉 正
- 17. 傍聴者 なし

議事の経過

○議長(松新 俊典)

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第1回臨時会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、年度末のご多忙のところ、ご参集いただき誠にありがとうございます。

さて、去る1月24日に西ノ島町長選挙が告示され、「坂栄一秀」氏をご当選されました。誠にめでたうございます。坂栄町長におかれましては、隠岐島の発展のために益々のご活躍を祈念いたします。

次に、3月3日付けで、小島議員より隠岐広域連合議会議員の辞職願が提出され、議長においてこれを受理し許可しました。

その後、西ノ島町議会において、隠岐広域連合議会議員の選挙が実施され、「仲吉正」議員が新たに選出されました。

仲吉議員におかれましては、隠岐広域連合の発展のため、ご尽力をいただきますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

それでは会議開会前に、仲吉議員、自席から自己紹介をお願いいたします。

○番外(仲吉 正)

皆様、こんにちは。ただいま議長から紹介のありました、西ノ島町議会の「仲吉正」と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私も、4年前ですか、ここに議席を置かせていただきました。振り返りでございます。広域連合には縁があるのか、水が合うのか、喜んで参画させていただきました。

また、この広域連合と議会は、隠岐の島町の皆様、海士町の皆様、そして知夫村の皆様と意見交換をしたり、交流したり、やはり議員としての技量を磨く場と心得ておりますので、どうぞ皆様方のご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

○議長（松新 俊典）

ありがとうございました。さて、本臨時会には、同意案件2件、条例案件9件を含めた11案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いし挨拶いたします。

最初に、先般の議会定例会で執行部から報告があったとおり、隠岐病院で12年間にわたり勤務いただきました、「長谷川院長」が3月31日をもって退職をされることになりました。この場を借りて、退職のご挨拶を演壇にて、いただきたいと思っております。

○番外（長谷川隠岐病院長）

隠岐病院院長の長谷川でございます。本日は、広域連合議員の皆様には、私の退職につき、貴重なお時間をいただき、本当にありがとうございます。隠岐病院の運営には、日頃から、ご理解とご支持をいただき、厚く御礼申し上げます。

顧みますと、私が平成23年、池田議員さんに導かれて、隠岐病院副院長として着任してから12年が経過いたしました。

着任当初は、私は産婦人科医でございますので、産婦人科専門医として、隠岐のすべての妊婦さんが安心してお産ができるよう貢献したい、そういう思いで参りましたが、その他、旧病院から新病院において、また隠岐病院での初めての電子カルテの導入など、これは私が島根県立中央病院でそういうことを経験しておりましたので、そういうことを生かして、何とか少しでも小出院長のお役に立ちたい、そういう思いで参りました。

実際、私は、病院ではどういう業務をしていたかと申しますと、隠岐病院、島前病院の産婦人科医療を中心に、リハビリ外来、癌リハ、透析医療、皮膚科外来、それから地域の方では、那久、久見の診療所、或いは大久、加茂巡回診療所、さらに、4つの事業所の産業医、介護認定審査会など、多くの業務に携わらせていただきました。私なりに何とかその責務を果たせたのではないかと考えております。

また、私ども夫婦の故郷である隠岐に帰って仕事をするのができて、旧友はもとより、社会的にも交流が広がりまして、大変感謝をしております。重ねてお礼を申し上げます。

しかしながら、平成31年に院長職に就任し、経営改革等を推進して一定の効果は収めましたけれども、この3年間はコロナ禍にあり、思い描くような医療を達成することはできなく、少し心残りがあります。隠岐病院はご存知のように、全国で335ある二次医療圏

の中で、全国で人口的には一番小さな医療圏、その中にある唯一の中核病院でございます。この中核病院の機能を維持することが、院長の使命であります。人口的には人材が足りない中で、何とか齋藤副院長とともに、特に外科、精神科の専門医、指導医を確保することに重点を置いて進めて参りました。このことが、総合診療医だけで全国的に注目を浴びている島前病院とは大きく異なります。しかしながら、近い将来を見据えて、隠岐病院でも令和2年10月には総合診療科を立ち上げました。今現在、2年5か月が経過して、島民の皆様にも、総合診療科、総診という名前で次第に馴染んでいただいておりますので、これからの総診の成長に期待していただきたいと思います。

今後の課題としましては、令和6年から始まる「医師の働き方改革」、それから耳鼻科、泌尿器科など非常勤医師が行っている土曜日の診療、それと私が退いた後の産婦人科の1人体制、またそういう問題もございしますが、今までなかなか医師確保ができなかった外科と精神科については、4月から3名体制になりますので、新しい次期院長には希望のバトンを渡したいと思っております。

最後に、今日まで多くの皆様にご支援をいただき、勤務ができましたこと、改めて感謝を申し上げ、そして、広域連合の益々のご発展と皆様のご健勝を祈念して、退職のご挨拶をさせていただきます。12年間、誠にありがとうございました。

○議長（松新 俊典）

長谷川院長の12年にわたるご尽力とご功勞に対しまして、議会を代表いたしまして、心より惜別の意を申し上げます。

退職されましても、ご健康に十分留意され、益々のご活躍をご祈念いたします。

長谷川院長につきましては、診療のためここで退席させていただきます。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和5年第1回隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、全員出席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告14時43分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 議席の指定

日程第1.「議席の指定」を行います。

この度、新たに選出されました「仲吉正」議員の議席は、隠岐広域連合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定することになっておりますので、只今ご着席のとおり指定をいたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

日程第2.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「3番・岡田智子」議員、「4番・田中一隆」議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

日程第3.「会期の決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月20日、1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、会期は、本日、3月20日、1日間と決定いたしました。

日程第4. 常任委員の選任

日程第5. 議会運営委員の選任

日程第4.「常任委員の選任」、日程第5.「議会運営委員の選任」の2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

この度新たに選出されました「7番・仲吉正」議員の「常任委員の選任」、「議会運営委員の選任」については、隠岐広域連合議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配布した別紙1のとおり、「総務消防常任委員」、「議会運営委員」に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、「常任委員」、「議会運営委員」はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第6. 諸般の報告

日程第6.「諸般の報告」をいたします。諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙2「諸般の報告書」を参照願います。

日程第7. 議案上程

日程第7.「議案上程」の件を議題といたします。

議案上程に先立ちまして、隠岐広域連合長より挨拶をいただきます。

○番外（池田広域連合長）

令和5年第1回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、提案理由をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。早いもので、令和4年度も残すところあとわずかとなり、春の気配を感じる時期となりましたが、皆さま方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

はじめに、先般執行されました西ノ島町長選挙におきまして、「坂栄一秀」氏がめでた

くご当選され、ここに改めましてお祝いを申し上げます。

本日、副広域連合長の選任同意をお願いすべく議案を上程させていただいておりますが、引き続き隠岐広域連合の発展にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、西ノ島町議会から選出されておりました「小島正春」議員が辞職され、新たに「仲吉正」氏の選出をいただきました。仲吉議員には、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合事業の円滑な推進にご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、先ほど退任のご挨拶をいただきましたが、平成 23 年から 12 年間にわたり、隠岐病院に勤務いただきました「長谷川明広」院長が、この 3 月末で退職される運びとなりました。長谷川院長には、平成 18 年の隠岐病院産婦人科医不在問題時に県立中央病院から診療支援に携わっていただいた上、平成 23 年からは隠岐病院副院長として産婦人科を兼務され、この島でのお産は隠岐病院でほとんど対応できるようになりました。また、平成 31 年 4 月からは病院長として病院運営も担っていただき、昨年 9 月には産科医療功労者厚生労働大臣表彰を受賞されたところでございます。

本年 4 月からは、島内の新たな勤務先で診療に携わる予定でございますが、今までの感謝と、益々のご活躍とご健勝を祈念申し上げますと共に、新院長を迎えた新体制においても医療の充実を図って参る所存でございますので、議員各位のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和 4 年度を振り返りますと、ロシアによるウクライナ侵攻やトルコ・シリア大地震に加え、国内では安部元総理への銃撃事件や知床観光船沈没事故などの暗いニュースが相次ぎ、新型コロナウイルス感染症や物価高騰は住民生活に大きな影響を及ぼした 1 年でありました。他方、改正離島振興法の可決は離島隠岐にとって今後の地域活性化を図る明るいニュースでありました。

令和 5 年度においても様々な課題が山積しておりますが、職員一丸となって取り組んで参る所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（松新 俊典）

同意第 1 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

同意第 1 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」は、「坂栄一秀」氏の一身上の案件であると認められますので、除斥したいと思っております。「坂栄一秀」氏の退場を求めます。

只今、議題となりました同意第 1 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、同意第 1 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、提案理由のご説明を申し上げます。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」であります。升谷副広域連合長の任期が、本年2月8日で満了になり、新たに西ノ島町長に当選されました坂栄一秀氏を、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（松新 俊典）

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際「質疑」・「討論」を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

日程第8. 採決

日程第8. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

「坂栄一秀」氏の入場を許します。

只今、全会一致をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました「坂栄一秀」氏に、就任の受託挨拶をお願いいたします。

○番外（坂栄副広域連合長）

ただいま、副広域連合長に選任同意をいただきました、西ノ島町長の坂栄一秀でございます。2月9日に西ノ島町長に就任いたしまして、まだ1か月あまりでございます。様々な課題であることについて勉強しながら、毎日仕事に向かっております。

この広域連合、大変重要な事業を住民のために実施しておられる池田広域連合長のもと、皆様の力を合わせまして、この重要な事業の維持発展のために力を尽くして参る所存でございますので、皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

日程第9. 議案上程

日程第9. 「議案上程」の件を議題といたします。

同意第2号「隠岐広域連合監査委員（識見者）の選任同意について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、同意第2号「隠岐広域連合監査委員（識見者）の選任同意」について、提案

理由のご説明を申し上げます。

同意第2号「隠岐広域連合監査委員（識見者）の選任同意について」であります。池田監査委員の任期が、本年3月31日で満了になり、隠岐広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、新監査委員に「吉田篤夫」氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（松新 俊典）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第10. 質疑

日程第10. これより「質疑」を行います。

同意第2号「隠岐広域連合監査委員（識見者）の選任同意について」質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、吉田篤夫氏の略歴でございます。住所は島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の二52番地でございます。生年月日は昭和34年2月9日生まれの64歳でございます。職歴でございますが、昭和52年4月に旧西郷町役場に職員として採用されており、平成16年の町村合併を経て、平成31年3月に隠岐の島町役場を退職されておられます。退職後でございますが、平成31年4月から総務省行政相談委員を務めておられます。説明は以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、同意第2号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

日程第11. 討論

日程第11. これより「討論」を行います。

同意第2号「隠岐広域連合監査委員（識見者）の選任同意について」を討論に付します。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第12. 採決

日程第12. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

同意第2号「隠岐広域連合監査委員（識見者）の選任同意について」採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって 同意第2号「隠岐広域連合監査委員（識見者）の選任同意について」は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13. 議案上程

日程第13.「議案上程」の件を議題といたします。

議第11号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」から、議第19号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」までの9案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました、9案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、議第11号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」から、議第19号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」までの9案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議第11号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」についてご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関する取扱いが同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があることから、本条例を制定し、現行の個人情報保護条例を廃止するものであります。施行日は、令和5年4月1日とするものであります。

次に、議第12号「隠岐広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」についてご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行個人情報保護条例は廃止することから、現行の情報公開条例の一部改正を行い、情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合するため、設置や運営に関し必要な事項を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。施行日は、令和5年4月1日とするものであります。

次に、議第13号「隠岐広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行個人情報保護条例は廃止することから、情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、併せて、隠岐広域連合の保有する情報の公開に関し、必要な事項を定める必要があることから、一部改正するものであります。施行日は、令和5年4月1日とするものであります。

次に、議第14号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入し、並びに60歳を超える職員の給与の特例を定めるほか、所要の整備等を行うため、関係する条例の規定を一括して一部改正及び廃止するものであります。施行日は、令和5年4月1日とし、職員の定年等に関する条例の一部改正の一部については、施行日を公布の日からとするものであります。

次に、議第15号「職員の高齢者部分休業に関する条例」についてご説明申し上げます。

職員の定年引上げ等を踏まえ、高齢職員の勤務形態の選択肢を広げることで、加齢による心身の変化を補い、仕事と家庭などの両立を支援する観点から、高齢者部分休業制度を導入することに伴い、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。施行日は、令和5年4月1日とするものであります。

次に、議第16号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

医師の勤勉手当について、人事評価制度を導入し総支給限度額内において加算して支給することとしておりますが、国の「一般職の職員の給与に関する法律」及び現在の支給状況を踏まえ、総支給限度額の支給率について改正するものであります。施行日は令和5年4月1日とするものであります。

次に、議第17号「職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

隠岐病院に勤務する診療看護師に支給する離島診療看護師医療従事手当を新たに設けるものであります。施行日は令和5年4月1日とするものであります。

次に、議第18号「隠岐広域連合医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

将来、隠岐広域連合立の医療機関に勤務しようとしている者に対し、貸与を行っている医療技術修学資金につきまして、より隠岐広域連合立の医療機関で勤務しやすくするため、所要の改正を行うとともに、隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例との整合性を図るため、一部改正するものであります。施行日は、令和5年4月1日とし、この条例の施行日前に完了、又は返還が行われている場合には、改正前の条例を適用するものであります。

次に、議第19号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議第18号と同様に、隠岐広域連合立の医療機関に勤務しようとしている者に対し、貸与を行っている医学生修学資金につきまして、より隠岐広域連合立の医療機関で勤務しやすくするため、所要の改正を行うとともに、隠岐広域連合医療技術修学資金貸与条例との整合性を図るため、一部改正するものであります。施行日は、令和5年4月1日とし、この条例の施行日前に完了、又は返還が行われている場合には、改正前の条例を適用するも

のであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松新 俊典）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 14. 質疑

日程第 14. これより「質疑」を行います。

議第 11 号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」から、議第 19 号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」までの 9 案件について質疑を行います。

最初に、議第 11 号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」から、議第 13 号「隠岐広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」までの 3 案件については、関連がありますので一括して質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 11 号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」から議第 13 号「隠岐広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」について、一括してご説明させていただきます。

これら 3 件の議案につきましては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第 51 条の規定に基づき、「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」の 3 本の法律が「個人情報保護法」に統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定されたことに伴い、地方公共団体においても同法の適用を受けることとなったことにより、隠岐広域連合においても関係条例等について整備するものでございます。

まず初めに議第 11 号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」についてでございますが、先ほどご説明申し上げた「個人情報保護法」の改正に対応するため、「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」を新たに制定し、現行の「隠岐広域連合個人情報保護条例」を廃止するものでございます。

条例制定の要点でございますが、改正個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めるものであり、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を備え付けることを規定し、開示請求等に係る手数料については無料とし、個人情報が記録されている文書の写しの交付を受ける場合には、当該写しの交付に係る費用を負担することを規定し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、必要に応じて隠岐広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問できる旨を規定し、隠岐広域連合個人情報保護条例の廃止について規定するものでございます。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に、議第 12 号「隠岐広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」についてでございますが、現在、隠岐広域連合個人情報保護審査会の設置や運用に関しては、「隠岐広域連合個人情報保護条例」で隠岐広域連合情報公開審査会の設置や運用に関しては、「隠岐広域連合情報公開条例」で定めております。

この度の「隠岐広域連合個人情報保護条例」の廃止に併せて個人情報保護審査会と情報公開審査会を統合することとしたため、「隠岐広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」を新たに制定するものでございます。

条例制定の要点でございますが、審査会の設置、審査会委員の数及び任期、審査会の調査権限等について規定するものでございます。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に、議第 13 号「隠岐広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」についてでございますが、「隠岐広域連合個人情報保護条例」の廃止に併せて個人情報保護審査会と情報公開審査会を統合することとし、「隠岐広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」を新たに制定することとしたことに伴い、「隠岐広域連合情報公開条例」の一部を改正し、併せて「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に基づき、公開決定等の期限について改正するものでございます。

条例改正の要点でございますが、公開決定等の期限について 15 日を 30 日に改め、公開決定等の期限の特例における期限について 45 日を 60 日に改め、審査会への諮問については、新たに設置する隠岐広域連合情報公開・個人情報保護審査会に対して行う旨を規定し、隠岐広域連合情報公開審査会に係る規定及び罰則規定を削除するものでございます。施行日は令和 5 年 4 月 1 日とするものでございます。説明は以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第 11 号から議第 13 号までの 3 案件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 14 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 14 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」について、ご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、国家公務員について定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことを踏まえ、地方公務員においても「地方公務員法の一部を改正する法律」によ

り地方公務員法が改正され、国家公務員と同様の制度が創設されたところでございます。

このことから、隠岐広域連合においても、国家公務員と同様に職員の定年を 65 歳まで段階的に引き上げるとともに、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、情報提供意思確認制度の導入及び定年の段階的引き上げ期間中の定年退職者等の暫定再任用制度の措置等について規定するため、関係条例を整備するものでございます。

条例改正の要点でございますが、1 点目は「職員の定年等に関する条例の一部改正」で、医師及び歯科医師を除く職員について定年を 65 歳とし、令和 13 年 3 月 31 日まで段階的に引き上げるもの、医師及び歯科医師を除く職員について管理監督職の勤務上限年齢を 60 歳とするもの、管理監督職について特別な事情等がある場合には 3 年を限度として引き続き当該管理監督職に勤務させることができるとするもの、60 歳に達した日以後定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができることとするものでございます。

2 点目は「職員の給与に関する条例の一部改正」で、60 歳を超える職員の給与を当分の間、60 歳時の 7 割水準とするものでございます。

3 点目は「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正」で、60 歳超の職員の給料が 60 歳時の 7 割水準とすることとされたことから、7 割措置前に行われた減給処分により、減給が 7 割措置後まで及ぶ場合の減給額の取扱いについて現に受けている給料月額額の 10 分の 1 を超えないようにするものでございます。

4 点目から 6 点目は「職員の勤務時間に関する条例の一部改正」、「職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正」、「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」で、それぞれ再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

7 点目は「隠岐広域連合公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正」で、公益法人等への派遣対象職員について再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

8 点目は「隠岐広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」で、地方公務員法の短時間勤務の職に関する規定が改められたことから、当該条項を引用している規定を改めるものでございます。

9 点目は「職員の再任用に関する条例の廃止」で、定年前再任用短時間勤務制度への移行及び暫定再任用制度の存置により、現行条例を廃止するものでございます。

10 点目は「定年退職者等の再任用に関する経過措置」で、定年が段階的に引き上げられる期間において、再任用制度と同様の仕組みを暫定再任用制度として措置するものでございます。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日とし、職員の定年等に関する条例の一部改正の一部については、施行日を公布の日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第 14 号について質疑はございませんか。

○9番（石田 茂春）

11 ページのウのところ、管理監督職、これの職務遂行上特別な事情、そして3年を限度として、監督職を勤務させると、これは特別な事情ってどういうことですか、具体的に、それから誰が任命、これは連合長が任命するということですか。

○番外（齋賀事務局長）

特別な事情として例を挙げますと、特に隠岐広域連合職員が非常に少ない組織でございます。職種によっては、年齢構成の問題や、それから職務の中で非常に重要な事業を展開している時期等々において、その管理をしている管理職について、引き続きその業務に当たった方が、業務上支障をきたさないというようなケースが想定されるかなというふうに思っておりますが、通常あまりそのまま残すということは想定をしていないところでございます。またこういった特別な事情で3年間延長する場合には、広域連合長が任命をするということでございます。

○議長（松新 俊典）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第15号「職員の高齢者部分休業に関する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第15号「職員の高齢者部分休業に関する条例」について、ご説明させていただきます。

条例制定の概要でございますが、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢職員の勤務形態の選択肢を広げることで、様々な活動と仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の定年の引き上げに併せて高齢者部分休業制度を導入するため、新たに条例を制定するものでございます。

条例改正の要点でございますが、55歳に達した職員から申請があった場合、55歳に達した日の属する年度の翌年度から1週間に19時間20分を超えない範囲で30分を単位として高齢者部分休業を承認することができるようにするもので、これに伴う給与及び退職手当の取扱い、休業時間の延長、及び承認の取消し又は休業時間の短縮について規定するものでございます。施行日は、令和5年4月1日とするものでございます。説明は以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第15号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 16 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、まず 1. 条例改正の概要でございますが、医師の勤勉手当について、平成 20 年 12 月期より人事評価制度を導入し、診療実績、行動評価等により、本人評価及び院長副院長各部長等による他者評価の総合評価に基づいて、プラス評価のみを行い、勤勉手当に加算して支給しています。この度、国の一般職の職員の給与に関する法律及び現状の支給状況を踏まえ、総支給限度額について所要の改正を行うものです。

条例の改正の要点でございます。医療職給料表(一)の適用を受ける職員(医師)ですが、これの支給率の変更、総支給限度額を改正前 100 分の 100 から 100 分の 130 に改めるものです。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。なお、次の 38 ページの方に新旧対照表がございますので、後程ご参照いただければと思っております。以上でございます。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第 16 号について質疑はございませんか。

○8 番（池田 賢治）

議第 16 号の医師の勤勉手当を 130 に上げるということですが、ここにも書いてあるように、一般職の職員の給与に関する法律が変わったということですが、広域連合の隠岐病院の医師については 130 になるわけですが、島前病院さんとか、それから来年再来年に診療所が隠岐病院統合になるという一つの課題が残っていますが、その辺との整合性はどうなりますでしょうか。

○番外（川崎副広域連合長）

まず、島前病院との関係でございますが、現在、島前病院の方は島前町村組合の規定で給与が支払われているという関係で、今のところ同様な扱いをするというような検討は行っておりません。

それから、来年度診療所との一元化についてでございますが、そうすると現在は隠岐広域連合の医師に関して人事評価をするというようなことになっておりますが、診療所の医師については適用除外になりますので、これは 1 年間かけて隠岐の島町と協議をいたしまして、その辺の考え方を整理して、改正するというのであれば、令和 6 年度までに改正したいというふうに考えております。

○議長（松新 俊典）

他にありませんか。

○9 番（石田 茂春）

島前病院のドクターは、島前町村組合ですか、これ島前病院も隠岐広域連合の職員では

ないですか、違いますか。だったら、同じような扱いをするのが妥当ではないですか。それを今島前町村組合へ振るといえるのはいかなものかと思うのですけど。

○番外（川崎副広域連合長）

島前病院の職員は島前町村組合の職員で、派遣され、隠岐広域連合で併任辞令を出しているというようなことです。派遣元と受ける側と、こういった違いがございまして、確かに隠岐広域連合立島前病院なのですが、職員は島前町村組合の職員という整理になっておりまして、そういった関係でなかなか整合性がつかない部分が多々生じているというような状況でございます。

○議長（松新 俊典）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 17 号「職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

「職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」、まず 1. 条例改正の概要でございます。離島診療看護師医療従事手当を新設し、職員のモチベーションと新たな人材を確保する一助とするもので、併せて条例本則の一部改正に伴い、条例附則において引用する条例にずれが生じることから、附則の規定について所要の改正を行うものです。

診療看護師につきましては、保健師助産師看護師法に規定する 21 行為 38 区分の特定行為及び医師の包括指示のもとに行う医療行為（挿管・腹腔穿刺等）を実践できる看護師で、当院では令和元年 8 月 1 日より 1 名採用しています。

近年、在宅患者訪問件数の増、また診療報酬の増加等にも貢献しており、院内においてこれまで医師のみが行っていた業務も医師の指示により、当該診療看護師が行うことで、負担軽減が実現しています。

なお、医師の包括指示ですが、簡単に言いますと、看護師は医師の指示のもとに一定の医療補助、特定行為等ができます。これにつきましては、一般の看護師は、医師からの直接の指示のもとに、そういう医療補助ができるのですが、診療看護師は事前に手順書等があれば、直接の指示ではなく、また医師がいないところでも対応できるということのことを包括指示といいます。これができることによって、医師・看護師にとっては、現在当院にとって不可欠な職員となっておりますことから、手当を創設したいというものです。

2. 条例改正の要点です。(1)職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、①離島診療看護師医療従事手当の新設、②支給対象者は診療看護師となります。手当の額は月額 5 万円です。これにつきましては、特定行為について実績手当として現在支給しておりますが、これを実績から定額に改めるもので、診療看護師につきましては特定行為を行った時には、

この特定行為の実績手当は対象外という形で考えております。(2)職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。条例附則において引用する条例の改正を行うもので、第10条を第11条に改めるもので、同じく施行日としては、令和5年4月1日からとするものです。以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第17号について質疑はございませんか。

○5番（萬 康）

先ほどの島前病院の話とダブるかもしれませんが、こういう、今回のこの分ですけども、これは島前病院にはありえないですね。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

萬議員のご質問にお答えいたします。現在、島前病院には診療看護師がおりません。将来必要になれば参考に制定を考えておるということでございます。

○5番（萬 康）

それですね、今後されるかもということなのですが、この給料のこと、島前病院と隠岐病院とで差があると、今後看護師の派遣なんかも不都合が出てくるのではないかと思うのです。やっぱり町村組合の方にも打診はされているのですよね。向こうもやっぱり給料上げるという形で返答はもらっているのですか。島前町村組合の方も、手当を上げるとかそういう話はもらっているのでしょうか。協議などされていますか。

○番外（川崎副広域連合長）

隠岐病院と隠岐島前病院の給料の格差というか、取り扱いが違うということに関しましてですけど、実はこれは隠岐広域連合が発足した当時に課題になっておりまして、やはりその給与水準を一緒にして、島前病院の職員も隠岐広域連合職員にすべきではないかということで、広域連合が発足した時からの課題でございました。ところが、いろんな事情といたしましうか、島前の全体の給与水準と、島後の給与水準が違うということもありまして、その水準を合わせるには、非常に難しいという話で、以前も検討はしてございましたが、なかなかそこがうまく調整ができなかったというような経過でございます。あまり軽々なことは言えませんが、確かに同じ病院で給料の差があるのもどうかなあということもありまして、また、これについては、町長さんも新しくなりましたので、含めて検討を、協議をさせていただきたいというふうに思います。

○7番（仲吉 正）

議案に対する質疑ではないのですが、先ほどから課題に挙がっております、島前病院と隠岐病院の職員の給与の問題等ですが、この問題について、私も古い人間ですから、隠岐病院と島前病院が合併する20年前の課題でありまして、その時一緒になる時の申し合わせがございます。その時は、島前病院の職員と隠岐病院の職員の給料に相当な格差がありました。それを裏付けるものには、島前3町村の財源の確保をしなないといけない。そう

いう内輪の問題がありまして、未だに派遣の状況になっておりますから、貴重な意見が出とるわけですが、やはり、島前病院の給与等に関しましては、まずは島前3町村で協議、島前町村組合になりますけど、協議して調整すると言えば、あとはまた隠岐病院と隠岐の島町と4町村で協議することになると思いますから、やはり私ほど古い人間はこの中にいないですけど、20年前の事情をやはり申し合わせがどういうことだったか、議員の皆様にも理解していただいてから、こういうふうな協議に入れようかと考えます。以上私の意見です。

○11番（吉田 雅紀）

この度の手当はいいことだと思うのですが、これによって特定行為を行う看護師を目指そうという、そういった動きはどの程度想定されているのか、或いは看護協会とその辺の協議はしておられるのか。隠岐の場合はそういった資格取得を目指すにあたって、まず相当なハンデがある訳ですけども、せっかくこれをやるのであれば、そういった資格を取って、院外に出るという在宅医療を進めるということに資するものでなければならないと思うのですが、その辺の状況をお聞かせ願いますか。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

先ほど吉田議員からのご質問の内容ですけれども、当院にとって、今必要な特定行為、先ほど言いましたように、在宅等々を含めたところの特定行為のみの研修をできる形の看護師さんは今1名出ております。それとあわせて認定看護師が現在5名おります。認定看護師につきましては、その内容によって専門性を持ちながら、看護師への指導育成をする形になっておりますけれども、この認定看護師につきましては、資格の更新の際に、特定行為もその関連する特定行為を受けるような制度になっております。これにつきまして当院の看護部の方で、うちにとって必要な特定行為、その認定看護師のところっていうのは看護部の方で方針を決定し必要なところを今現在作っております。またこれにつきましては、確かに研修を受ける場所、離島というところがあるのですが、内容によっては、県立大出雲キャンパス、それから県立中央病院の方で認定看護師、或いは特定行為ができる制度を設けておりますが、2年に1回或いは3年に1回ずつ交代交代というような形で内容が変わってきます。その中で当院にとって必要な場合の部分が合致すれば、そこに何とか行って欲しいという形で考えております。また先ほどの診療看護師につきましても、1年前から県立大出雲キャンパスの方の大学院の中で研修ができるような形というものも作っています。その中で必要であれば、うちの方も育成したいというのが看護部長の考えでもありますけれども、この辺はやはり Web でできる部分、それから実地で必要な部分、こういうのを加味しながら、できるだけ離島のハンデの中で、近いところで研修を受ける機会の中で、これをやっていきたいという形で、今進めているところです。以上です。

○11番（吉田 雅紀）

よくわかりました。せっかく手当を新設するわけですから、モチベーションになるよう

に、また定期的に議会への報告もお願いします。

○議長（松新 俊典）

他にございませんか。

○8番（池田 賢治）

今、両議員が質問したように、この手当について私もここに書いてありますように、医師の勤務負担が軽減できるということで、条例の改正はいいことじゃないかなとは思いますが。ちょっと事務的なことでお聞きしたいのは、この特殊勤務手当が、人事院規則では特殊勤務手当が、この離島診療看護師の特殊勤務手当ですか、診療看護師さんの、これは人事院規則には入ってないですけども、以前のコロナの感染の時に、ここに表がありますように、防疫作業等従事手当、これは人事院の特殊勤務手当の中に入っているんですけども、この分は入ってないけども、あくまでもこれは広域連合独自の手当ということになるのでしょうかね。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

先ほどの池田議員の仰せのとおり、隠岐広域連合隠岐病院独自の手当という形になります。先ほどの特定行為の実績分の手当というのは、令和2年のところで設立したところですけども、これについては県内では公立邑智病院がその前にやっておりましたので、そこを参考にさせていただきました。

あと診療看護師手当につきましては、自治体病院のところではないですけども、全国で言いますと、医療センター、昔の旧国立病院、これが全国的に診療看護師を確保するためという形で手当を月額で設けております。

参考程度はそこしかないのですけれども、やはり離島という限られたところで、確保していく、モチベーションを上げるために当院として必要という形で独自の手当という形のところで考えて、今回提案させていただいております。

○8番（池田 賢治）

ありがとうございます。もう1点この特殊勤務手当を増設したことによって、これは財源的には交付税の離島ということで交付税の措置か何かがあるのですか、それとも以前にあった、看護職員等の処遇改善事業補助金というのがあったのですけども、そういうような補助金でも財源的に入るということで、単独で広域連合さんが勤務手当を、条例を制定したということでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

この手当につきましては、交付税含め補助等はありませんけれども、その診療行為に、特定行為、或いは診療看護師が行う在宅等々において、診療報酬で対応することによって、診療報酬でそれ以上の収入を新たにやったことでいただいておりますので、財源的にはその中で対応できるものというふうに考えております。

○8番（池田 賢治）

わかりました。ありがとうございました。

○議長（松新 俊典）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 18 号「隠岐広域連合医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例」から、議第 19 号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」までの 2 案件については、関連がありますので一括して質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 18 号「隠岐広域連合医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例」及び議第 19 号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

今回の条例改正でございますが、修学資金貸与者が減少していること、また、貸与者のうち、隠岐病院又は隠岐島前病院に帰ってこられた方の割合が 40%程度であることから、より利用しやすく、帰ってきやすい内容に見直すことに併せて、医療技術修学資金と医学生修学資金の条例のつくりの違いがあったことから、統一性を図るために所要の改正を行うものでございます。

また、目的に記載している勤務地について、病診一元化による診療所での勤務を見据え、隠岐病院又は隠岐島前病院としていたものを隠岐広域連合立の医療機関に改めるものでございます。

それでは、まず「医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

条例改正の要点でございますが、1 点目は、隠岐病院又は隠岐島前病院の医療技術職で、これまで貸与の対象職種に入っていなかった言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士を加えるものでございます。

2 点目は、返還することとなった場合の負担を減らし、制度が利用しやすいものとなるように、返還期間を貸与に相当する期間から貸与期間の 2 倍に相当する期間に改めるものでございます。

3 点目は、返還猶予の期間について、島根県をはじめとした他機関の制度を参考にし、免許取得の猶予を 2 年から 1 年に改め、免許取得後 3 年の猶予を卒業後 4 年の猶予に改めることで、免許取得期間に関わらない期間とすることで平等性を確保し、また、隠岐へ帰られる方は近県で勤務している人が多いこと、及び島根県立大学看護学科で検討されている県内医療機関での新人育成プログラム等を踏まえ、島根県及び鳥取県で就業している期間の 2 分の 1 を猶予期間に加えるものでございます。

4点目は、返還の免除について、これまでは貸与期間の2倍に相当する期間を勤務しなければ全額返還となっていたことから、隠岐広域連合立の医療機関に勤務した場合に勤務期間に応じて一部免除する規定を加えるものでございます。

施行日は、令和5年4月1日とし、この条例の施行日前に完了、又は返還が行われている場合には、改正前の条例を適用するものであります。

次に、議第19号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

条例改正の要点でございますが、1点目は、大学院の課程について対象となる者は研究者の道に進む学生が多いこと、過去に利用実績がないことを踏まえ、大学院に関する規定を削除するものでございます。

2点目は、返還期間について広域連合長が認めた場合に期間を延長できる規定を追加するものでございます。

3点目は、返還猶予の期間について、これまでの条例には項目がなかったことから、島根県をはじめとした他機関の制度を参考に、免許取得の猶予を2年、卒業後の猶予を20年とし、併せて隠岐広域連合立の医療機関に勤務している期間の猶予を規程に加えるものでございます。

4点目は、返還の免除について、これまでは貸与期間に相当する期間を勤務しなければ全額返還となっていたことから、隠岐広域連合立の医療機関に勤務した場合に勤務期間に応じて一部免除する規定を加えるものでございます。

施行日は、令和5年4月1日とし、この条例の施行日前に完了、又は返還が行われている場合には、改正前の条例を適用するものであります。説明は以上です。

○議長（松新 俊典）

ただいま説明のありました、議第18号から議第19号までの2案件について質疑はございませんか。

○8番（池田 賢治）

今回の2つの条例の改正については、医療機関で勤務しやすくするために所要の改正を行うということで、範囲を広げたということで良いことだと思います。ただ我々議会としては、職種を増やした、さらに器を広げたということで、各年度の決算において未収金が増えるということがないように、その辺だけ、十分に未収金の回収やチェックをしていたいただきたいということです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松新 俊典）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

日程第 15. 討論

日程第 15. これより「討論」を行います。

議第 11 号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」から、議第 19 号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」までの 9 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 16. 採決

日程第 16. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

議第 11 号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」から、議第 19 号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」までの 9 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 11 号「隠岐広域連合個人情報保護法施行条例」から、議第 19 号「隠岐広域連合医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例」までの 9 案件については原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終わります。

ただいまから休憩を取ります。

(本会議休憩宣告 15 時 57 分)

休憩を閉じて会議を再開します。

(本会議再開宣告 16 時 09 分)

日程第 17. 議員提出議案の上程及び審議

日程第 17. これより「議員提出議案の上程及び審議」を行います

お手元に配布のとおり、1 件の議案が議員提案されました。

隠岐広域連合議会会議規則第 14 条の規定による議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

発議第 1 号「隠岐広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」について、議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○13 番 (安部 大助)

発議第1号「隠岐広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」。

上記の議案を別紙のとおり隠岐広域連合議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。提出者「隠岐広域連合議会議員・安部大助」、賛成者「隠岐広域連合議会議員・石田茂春」、賛成者「隠岐広域連合議会議員・萬康」。

理由を述べさせていただきます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」第51条の規定に基づき、「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」の3本の法律を「個人情報保護法」に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において、全国的な共通ルールが規定されました。

この法改正により、地方公共団体の執行機関には直接適用されますが、議会は同法の適用対象外とされたため、議会における個人情報の取り扱いに関する規律を規定する必要性が生じました。このため、「隠岐広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」を制定するものであります。以上で提出理由を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（松新 俊典）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号「隠岐広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。よって発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

（本会議閉議宣告16時13分）

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、同意案件2件、条例案件9件の計11案件を上程させていただきました

が、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

新年度を迎えるにあたり、隠岐広域連合も新たな執行体制で島民の皆様方の「安全・安心の生活」の確保や「地域振興」の充実に向け、職員一丸となって、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

松新議長様はじめ議員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（松新 俊典）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

構成団体の3月定例会も終え、本年度も残すところ後わずかとなりました。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、健康に十分留意され、益々のご活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会し、令和5年第1回隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。

（本会議閉会宣告16時16分）